

2019年3月26日

支部連絡責任者殿

東京都バドミントン協会  
審判部長 原 正人

サービス高を 1.15mに固定する新ルール施行と判定方法について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、サービス高の固定に関してですが、サービス高を 1.15mに固定するルールが2019年度4月1日から適用されます。競技規則は下記のように改定されます。

**(現行:2018年版)**

競技規則 第9条 第1項 (取り消し線は現行の条文から抹消される箇所を示す)

(6) ① ~~サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体がサーバーのウエストより下 になければ  
ならない。ここで言うウエストとは、肋骨の一番下の部位の高さで、胴体の周りの仮想の線と  
する。~~

② ~~実験的に判定装置を使用する場合については、サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル  
全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければならない。(平成30年度は採用しない)~~

~~(7) ~~サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。  
(上記(6)②の施行の場合は本項は削除)~~~~

**(改訂後)**

競技規則 第9条 第1項

(6) ~~サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から 1.15m以下でなければ  
ならない。~~

改定に伴い各支部での大会における判定方法について、以下に東京都協会として指針を示します。

**「ポストにコート面から 1.15m高さのところにテープなどでマークを付け、そのマークを基準にコー  
ト面から 1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする」**

補足1: ポストへのマーキングについては、支部様と支部体育館管理者とで協議をされて、恒久設置が出来るよう計らってください。恒久設置が出来ない場合でも、大会時には設置の許可を得てください。

補足2: ポストへのマーキングの色は、一般にポストの色がグリーン系であることから、補色の赤系が望ましいと考えられます。

補足3: テープ等のマーキング部材の上面が 1.15mとなるように設置する。

補足4: 各支部での大会等で必要に応じてサービスジャッジをつける時も同様である。

補足5: 上記以外の方法でも判定が可能で有効な方法があれば、採用することに問題はない。